



薬食審査発1216第1号
薬食安発1216第6号
平成21年12月16日

一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する情報提供の徹底について

今般、平成21年12月16日付で、独立行政法人国民生活センターより別添の報告書「ソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアーベに対する消毒性能－使用実態調査も踏まえてー」(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20091216_1.html)が公表され、当該報告書によれば、本来ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の消毒効果のみでは角膜感染症の原因となるアカントアーベを完全には消毒できないこと、適切な方法でケアを行っていない人は、ソフトコンタクトレンズのアカントアーベ汚染率が高い傾向であったこと等が示されています。

ソフトコンタクトレンズの使用にあたっては、角膜感染症等の発症を防止するために、ソフトコンタクトレンズの正しい使用方法・ケア方法を遵守することが重要と考えられることから、貴会におかれましては、貴会会員に対し、ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の適正使用等に関する下記の事項につき、周知方よろしくお願ひします。

なお、本通知の写しを各都道府県衛生主管部（局）長、財団法人日本眼科学会理事長、社団法人日本眼科医会会长、日本眼感染症学会理事長、日本コンタクトレンズ学会理事長、消費者庁政策調整課長、独立行政法人国民生活センター理事長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構あて送付していることを申し添えます。

記

1. ソフトコンタクトレンズ用消毒剤の使用説明文書及び外箱において、①レンズ脱着時の手指の洗浄、②レンズのこすり洗いの徹底、③レンズケースの定期的な交換、④眼とレンズの状態の確認のための定期的な検査の推奨、⑤不適切な使用による感染の危険性等、使用者に適正な使用を促すための情報を見やすい位置にわかりやすく明示する等の注意喚起を行うこと
2. ソフトコンタクトレンズ使用者に対して、適切な使用方法の教育・啓発をさらに徹底すること